

本荘小学校 P T A 慶弔規定

1 慶弔の部

本荘 P T A 会員の慶弔に際し下記の様な内規をもつ。

(1) 慶弔の対象は次による

- ・ 児童を持つ保護者
- ・ 学校職員
- ・ 本校在籍の児童
- ・ 自治会連合会所属の各種団体の長及び配偶者

(2) 弔 事

内規により本校代表者は弔意を表し、下記の香典を贈る。

- ・ 児童及び保護者の死亡の場合

金 15,000 円 (P T A)

- ・ 学校職員死亡の場合

金 15,000 円 (P T A)

- ・ 自治会連合会所属の各種団体の長及び配偶者の死亡の場合

金 10,000 円 (P T A)

いずれの場合も弔電を送る

- ・ 本校在籍の児童及び保護者について
役員まで通知する。

2 災害の部

- ・ 会員及び学校職員が災害に遭遇した時は、5,000 円～10,000 円の見舞金を贈る。

3 その他

特別の場合は会長が応急の処置をとり執行部会に報告し、承認を受ける。

- ・ 以上の諸経費は P T A 本会計に計上する。